

【航空事故の概要】(H23. 7. 28 発生)

独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型JA4215は、平成23年7月28日(木)、訓練飛行のため、09時11分ごろ帯広空港を離陸し、訓練試験空域にて基本計器飛行の訓練を実施中、09時22分ごろ北海道河西郡芽室町剣山の山腹に衝突した。

同機には、機長である教官のほか、学生2名及び教育研究飛行の教官1名の計4名が搭乗していたが、機長である教官、学生1名及び教育研究飛行の教官の3名が死亡し、学生1名が重傷を負った。

同機は、大破し火災が発生した。



事故機と同型機

【当該事故の原因】

本事故は、有視界飛行方式下での基本計器飛行訓練としてフードを装着した学生の操縦する同機が、教官の指示どおりに飛行して山岳地帯に進入し、山を覆う雲に接近又は入ったため、機外目標を失い、山との間隔が教官が考えていたよりも近付いていることに気付かず、地表に異常に接近し、教官が学生から操縦を代わり山を回避しようとしたが、適切な方向に回避することができず、山腹に衝突したものと推定される。

教官が山を覆う雲に接近又は入ったのは、何らかの意図を持って行われた行為であった可能性が考えられるが、本人死亡のためその意図を明らかにすることはできなかった。

同校においてこのような事態が発生したことについては、安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のズレが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

【同校に対する勧告（参考）】(H25. 12. 20)

(1) 訓練の実施要領についての検討

訓練中の機内において、オブザーブ教官も学生も安全に関し必要な場合はちゅうちょなく助言できる開かれた教育環境の構築を目指すこと。
そのため、機内に設置したビデオカメラ等の活用など、効果的な方策の導入について検討すること。

(2) 安全管理体制の強化

教官の教育実態を把握し、教官を適切に指導及び監督を行う体制を構築すること。

安全統括管理者から現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その体制の適切な運用を行うとともに、継続的な見直しに取り組むこと。

(3) 中期計画等の見直しの検討

上記、(1)及び(2)に示した事項を確実に実施し定着させるため、中期計画及び年度計画にこれらを適切に反映するなどの見直しを検討すること。

【同校が講じた措置（別添）】（H26.5.19）

（1）訓練の実施要領についての検討について

次のような取り組みにより、必要な場合はちゅうちょなく助言できる開かれた教育環境の構築を図った。今後も、引き続き適切な環境の維持・向上に努める。

- ・アサーション(安全に関する必要な場合の助言)に関する教育を実施するとともに、アサーションできる環境作りに向けて教官を指導した。
- ・CRM(Crew Resource Management: 安全で効率的な運航を達成するために、全ての利用可能な人的資源、ハードウェア及び情報を効率的に活用すること)に関する教育を実施した。

また、訓練の状況を客観的に把握し検証できるよう以下の措置を講じた。これらの措置により、学生アンケートの状況等を見ても、必要な場合に助言ができる開かれた訓練環境は十分に整ったものと考えている。

- ・毎フライト後に学生アンケートを実施し、訓練の状況を把握した。
- ・訓練状況について、管理職が学生から聞き取り調査を実施した。
- ・管理職による訓練飛行のオブザーブを強化した。
- ・ハラスマント等に関する規程を整備し厳格に運用することにより、不適切な指導に対するチェック機能を強化した。
- ・飛行後に航跡等の確認をするため、GPSロガーを使用した。
- ・機内の音声を録音するICレコーダーを持ち込みで運用する制度を導入した。

なお、ビデオカメラの設置については、小型飛行機の安全基準への適合が確認された機器がないこと及び安全が確認された取り付け方法がないことから、当面は設置が困難である。今後、引き続き調査・検討を進め、設置が可能かどうかの検討を行っていく。

（2）安全管理体制の強化について

上記（1）に加えて、次のとおり、教育実態を把握して、教官に対して適切に指導及び監督を行うとともに、安全管理体制の構築及びその体制の適切な運用及び継続的な見直しに取り組んでいる。

- ・安全統括管理者を補佐する立場の位置の職務に航空事故調査官経験者を起用して、安全体制を総合的に見直し、抜本的な安全対策を行った。
- ・（1）で記述したアンケート等の充実のほか、ヒヤリハットレポートについて、報告を受け付ける専門のグループを設置して、報告者の保護を図るほか、分析した結果等に基づきフィードバックを行っている。また、ヒヤリハットレポートについては、安全月間等を通じて、報告の呼びかけを行っている。
- ・安全文化の醸成を図るため、外部専門家による安全教育を定期的に行っている。
- ・毎月の各校の安全委員会のほかに、合同安全委員会を設置して、安全の課題を定期的に議論・共有し、解決を図っている。
- ・総合安全推進会議を定期的に開催し、安全の推進に向けた検討を行うほか、年間の安全業務計画を作成し、それに基づき定期的な安全監査を実施するなどして、安全管理体制の維持・強化を図っている。
- ・帯広事故調査報告書について、教職員・学生全員に対し、全文を確認させるとともに、学生及び教職員に対して特別講義を実施した。
- ・安全管理規程に基づき、業務が適切に行われていることを再度確認するとともに、安全管理規程に基づく報告事項が適切に報告され、適切に検討・対処されていることを確認した。
- ・「公正な文化の構築」に基づき安全の推進を目指すことを安全管理規程中に明確化するとともに、ポスター等により教職員、学生に周知を図った。

（3）中期計画等の見直しについて

第3期中期計画（平成23年度～27年度）の改訂を行うとともに、平成26年度計画に反映した。

平成 26 年 5 月 28 日
運輸安全委員会

独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式 A 36 型 JA4215 の航空事故に係る勧告に基づき講じた措置について（完了報告）

平成 23 年 7 月 28 日に発生したビーチクラフト式 A 36 型航空事故について、原因関係者である独立行政法人航空大学校から、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

この航空事故については、平成 25 年 12 月 20 日に事故調査報告書の公表とともに同校に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同校からの完了報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付

事故防止分析官 國田（内線 54232）

事故防止調査官 片山（内線 54237）

TEL 03-5253-8111（代表）

TEL 03-5253-8823（直通）

空大企第3号
平成26年5月19日

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘 殿

独立行政法人航空大学校
理事長

勧告に基づく「講すべき措置の完了報告書」の提出について

平成23年7月28日に発生した当校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型JA4215の事故に係る勧告につきまして、講すべき措置への対応が完了致しましたので、別添のとおり報告致します。

なお、当校においては、事故後直ちに安全対策を検討し、これを進めてきておりますので、勧告の内容に関連して勧告を受ける以前から実施している措置についても併せて報告させていただきます。

本校といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、再びこのような事故を発生させることのないよう、決意を新たに安全に万全を尽くしてまいります。

以上

講すべき措置の完了報告書

1. 勧告の内容

（1）訓練の実施要領についての検討

本事故においては、貴校における有視界飛行方式下での訓練中に山に接近し、山を覆う雲に接近又は入って飛行したこと、及びそのことについて同乗している教官は何ら助言を与えていなかった可能性が考えられる。

このことから、貴校は、訓練中の機内において、オブザーブ教官も学生も安全に関する必要な場合はちゅうちょなく助言できる開かれた教育環境の構築を目指すこと。そのため、機内に設置したビデオカメラ等の活用など、効果的な方策の導入について検討すること。

（2）安全管理体制の強化

貴校は、教官の教育実態を把握し、教官を適切に指導及び監督を行う体制を構築すること。

本事故が発生したことについては、貴校の安全管理の実態が、独立行政法人航空大学校安全管理規程に掲げている理念から離れ、管理職と現場との間に安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土になっていたという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

このことから、このような事態の再発を防止し適切な組織風土が醸成維持されるよう、貴校は、安全統括管理者から現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その体制の適切な運用を行うとともに、継続的な見直しに取り組むこと。

（3）中期計画等の見直しの検討

上記、（1）及び（2）に示した事項を確実に実施し定着させるため、中期計画及び年度計画にこれらを適切に反映するなどの見直しを検討すること。

2. 講すべき措置への対応

（1）訓練の実施要領についての検討について

次のような取り組みにより、必要な場合はちゅうちょなく助言できる開かれた教育環境の構築を図った。今後も、引き続き適切な環境の維持・向上に努める。

- ・アサーション（安全に関する必要な場合の助言）に関する教育を実施するとともに、アサーションできる環境作りに向けて教官を指導した。
- ・CRM（Crew Resource Management：安全で効率的な運航を達成するために、全ての利用可能な人的資源、ハードウェア及び情報を効率的に活用すること）に関

する教育を実施した。

また、訓練の状況を客観的に把握し検証できるよう以下の措置を講じた。これらの措置により、学生アンケートの状況等を見ても、必要な場合に助言ができる開かれた訓練環境は十分に整ったものと考えている。

- ・毎フライト後に学生アンケートを実施し、訓練の状況を把握した。
- ・訓練状況について、管理職が学生から聞き取り調査を実施した。
- ・管理職による訓練飛行のオブザーブを強化した。
- ・ハラスマント等に関する規程を整備し厳格に運用することにより、不適切な指導に対するチェック機能を強化した。
- ・飛行後に航跡等の確認をするため、GPSロガーを使用した。
- ・機内の音声を録音するICレコーダーを持ち込みで運用する制度を導入した。

なお、ビデオカメラの設置については、小型飛行機の安全基準への適合が確認された機器がないこと及び安全が確認された取り付け方法がないことから、当面は設置が困難である。今後、引き続き調査・検討を進め、設置が可能かどうかの検討を行っていく。

（2）安全管理体制の強化について

上記（1）に加えて、次のとおり、教育実態を把握して、教官に対して適切に指導及び監督を行うとともに、安全管理体制の構築及びその体制の適切な運用及び継続的な見直しに取り組んでいる。

- ・安全統括管理者を補佐する立場の位置の職務に航空事故調査官経験者を起用して、安全体制を総合的に見直し、抜本的な安全対策を行った。
- ・（1）で記述したアンケート等の充実のほか、ヒヤリハットレポートについて、報告を受け付ける専門のグループを設置して、報告者の保護を図るほか、分析した結果等に基づきフィードバックを行っている。また、ヒヤリハットレポートについては、安全月間等を通じて、報告の呼びかけを行っている。
- ・安全文化の醸成を図るため、外部専門家による安全教育を定期的に行っている。
- ・毎月の各校の安全委員会のほかに、合同安全委員会を設置して、安全の課題を定期的に議論・共有し、解決を図っている。
- ・総合安全推進会議を定期的に開催し、安全の推進に向けた検討を行うほか、年間の安全業務計画を作成し、それに基づき定期的な安全監査を実施するなどして、安全管理体制の維持・強化を図っている。
- ・帯広事故調査報告書について、教職員・学生全員に対し、全文を確認させるとともに、学生及び教職員に対して特別講義を実施した。
- ・安全管理規程に基づき、業務が適切に行われていることを再度確認するとともに、安全管理規程に基づく報告事項が適切に報告され、適切に検討・対処されている

ことを確認した。

- ・「公正な文化の構築」に基づき安全の推進を目指すことを安全管理規程中に明確化するとともに、ポスター等により教職員、学生に周知を図った。

（3）中期計画等の見直しについて

第3期中期計画（平成23年度～27年度）の改訂を行うとともに、平成26年度計画に反映した。

以上

運委参第358号
平成25年12月20日

独立行政法人航空大学校
理事長 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型
JA4215の事故に係る勧告について

本事故は、貴校において、有視界飛行方式下での基本計器飛行訓練としてフードを装着した学生の操縦する航空機が、教官の指示どおりに飛行して山岳地帯に進入し、山を覆う雲に接近又は入ったため、機外目標を失い、山との間隔が教官が考えていたよりも近づいていることに気付かず、地表に異常に接近し、教官が学生から操縦を代わり山を回避しようとしたが、適切な方向に回避することができず、山腹に衝突したものと推定される。教官が山を覆う雲に接近又は入ったのは、何らかの意図を持って行われた行為であった可能性が考えられるが、本人死亡のためその意図を明らかにすることはできなかった。貴校においてこのような事態が発生したことについては、安全管理体制が適正に機能せず、貴校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のズレが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、貴校に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のことについて検討し、必要な措置を講ずることを勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

(1) 訓練の実施要領についての検討

本事故においては、貴校における有視界飛行方式下での訓練中に山に接近し、山を覆う雲に接近又は入って飛行したこと、及びそのことについて同乗している教官は何ら助言を与えていなかった可能性が考えられる。

このことから、貴校は、訓練中の機内において、オブザーブ教官も学生も安全に関し必要な場合はちゅうちょなく助言できる開かれた教育環境の構築を目指すこと。そのため、機内に設置したビデオカメラ等の活用など、効果的な方策の導入について検討すること。

(2) 安全管理体制の強化

貴校は、教官の教育実態を把握し、教官を適切に指導及び監督を行う体制を構築すること。

本事故が発生したことについては、貴校の安全管理の実態が、独立行政法人航空大学校安全管理規程に掲げている理念から離れ、管理職と現場との間に安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土になっていたという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

このことから、このような事態の再発を防止し適切な組織風土が醸成維持されるよう、貴校は、安全統括管理者から現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その体制の適切な運用を行うとともに、継続的な見直しに取り組むこと。

(3) 中期計画等の見直しの検討

上記、(1)及び(2)に示した事項を確実に実施し定着させるため、中期計画及び年度計画にこれらを適切に反映するなどの見直しを検討すること。